

特定間伐等促進計画

令和3年6月
熊本県阿蘇市

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間における特定間伐等の実施の促進の目標として、120,000ha（年平均12,000ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で940ha（年平均94ha）の間伐を行うことを、本阿蘇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

実施計画の各実施箇所（(1)間伐、(2)造林、(3)その他間伐及び造林に関する事項、(4)作業路網、(5)その他施設、(6)事業実施箇所）は、別紙のとおりとする。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林施業の面的なまとまりの確保、森林経営の受委託の推進及び森林の多面的機能の持続的発揮を確保するため、森林経営計画の作成を推進し、計画的な森林の整備・保全が図られるようフォレスターと連携し、森林所有者や森林組合等林業事業体に働きかけを行う。

また、林道や森林作業道等の路網の整備、高性能林業機械の活用や列状間伐等の効率的な施業を実施するための森林の団地化を推進し、林業生産コストの縮減による収益性の向上を図り“稼げる林業”の実現に向けて、県や森林組合等林業事業者と連携し取り組む。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の確保のために、森林情報の収集や森林調査を実施し、境界が不明瞭な森林については境界の確認を

行う。また、森林所有者その他関係者への説明会の開催のほか、戸別訪問等により森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施等についての合意形成を推進する。

また、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

森林の多面的機能を持続的に発揮していくための基盤である路網については、持続的な森林経営を実現するために、フォレスターや森林施業プランナーと連携し、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりの推進を図る。

また効率的な森林経営の基盤づくりを促進するため、幹線、支線、分線が木材の輸送距離や輸送量を勘案した適切な配置となるよう努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

森林施業において高性能林業機械を有効に活用するためには、作業路網等の林業生産の基盤整備の充実を図るとともに、担い手の育成及び確保を進めなければならないが、森林所有規模が小規模・分散的であることや林業の採算性悪化から、資金面等を理由に高性能林業機械の導入に消極的な現状がある。

このような状況の中、各林業関係者が連携し森林施業の合理化・共同化を進め安定的な事業量の確保を図りながら、併せて国・県の補助事業等の活用や共同購入等を促進し高性能林業機械の導入を図る。

また、高性能林業機械のオペレーター育成のため、県等が実施する研修会等へ林業担い手が参加できるよう積極的に支援する。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

人工林の施業において、植栽と保育には大きな費用を要することから、主伐後の再生林が放棄される懸念がある。

そこで、大苗の低密度（1,000～1,500本/ha）植栽により、植え付けや下刈りのコスト低減を図るための試みや、季節を問わず植栽可能なマルチキャビティーコンテナ苗を伐採工程と連携させることで地拵えの省力化を図る試みを積極的に導入する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用については、建築用材をはじめ、土木資材、合板用材、チップ用材、木質バイオマスとしての活用へ向けた取組み

など、可能な限り間伐材の利用促進を図る。

また、公共施設や公共工事等への積極的な間伐材利用を推進する。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

間伐の推進及び間伐材の利用促進を図る観点から、間伐材流通経費補助の支援等を行う。また、山元から製材工場への直送化等、流通コストの低減に向けた取組みを木材の生産・加工・流通関係者と連携し推進する。

また、国際的な問題でもある違法伐採については、「違法に伐採された木材は使用しない。」との観点を踏まえ、間伐材の利用にあたっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月、林野庁策定）等を踏まえ合法性の証明等の推進を図る。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業担い手については、確実に高齢化・不足化が進行しており、このまま推移すれば、適正な森林整備が損なわれることなどが危惧されるため、いかに林業担い手を確保していくかが喫緊の課題となっている。一方、その就業環境については、若者をはじめ就業希望者にとって魅力に乏しい状況となっている。

このような状況の中で、早急に林業担い手を確保していくためには、森林組合をはじめとする林業事業体において、事業量の安定確保による通年雇用の推進を図りながら、林業担い手の労働安全衛生の確保策の推進、各種社会保険の加入促進等による就業条件の改善に努める。また、林業と建設業等との異業種間の連携による多様な林業担い手と山村地域の雇用の場の確保の取組みを支援する。

さらに、林業担い手に対しての技術等向上のための各種研修会や資格取得等についても積極的に支援し育成対策を推進する。

上記対策をより円滑に推進していくために、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金との連携強化を図る。

さらに、森林所有者や地域住民を対象に行う林業体験等の取組みを通して、森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に情報発信をしていく。

- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合等の事業運営の効率化、低コスト化、生産性の向上等の取組みを支援するとともに、森林組合等は、森林所有者に対して経費負担を抑えた施業提案を行い、森林施業の集約化を図ること等により事業量を安定的に確保することが重要であるため、提案型集約化施業を総合企画し、実践していく役割を担う森林施業プランナーの育成のための支援を行う。

また、間伐材をはじめとする木材の安定供給を図るため、森林組合、素材生産、流通、加工販売にいたる関係者の連携を密にし、

集出荷体制の強化のための支援を行う。

シカ等による食害や剥皮被害の森林被害対策については、県等の各種補助事業を活用し、防護柵の設置や剥皮被害防止ネット設置など被害軽減策の推進を図るとともに、鳥獣被害防止措置法に基づく市町村計画に基づき、総合的にシカ等による森林被害の軽減を図る。

なお、間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成30年4月1日29林整森第285号林野庁長官通知）を踏まえ、スギ花粉の発生抑制に係る取組みを着実に推進する。

【 別 紙 】

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	波野字 松ヶ平	104-13 2	0.10	ヒノキ	15	7		保育間伐	2	25~30	104-30 2		

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林面積	造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班		うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種			
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	波野字 遊雀北 向	893・ 894・ 892-1	0.39	0.39	4月	スギ	3,000 本/ha				83-56ホ カ		

NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	赤仁田 字折口	43	0.21	0.21	4月	スギ	2,500 本/ha				106-26 4		
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	小地野 字中阿 笹	591-2	0.17	0.17	4月	スギ	2,500 本/ha				101-19 2・194		

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実 施主体	事業実 施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村			

(4) 作業路網

事業実 施主体	事業実 施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対 図 番 号 又 は 林 小 班 名	交 付 金 希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班	都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班		開 設 延 長	幅 員					

(5) その他施設

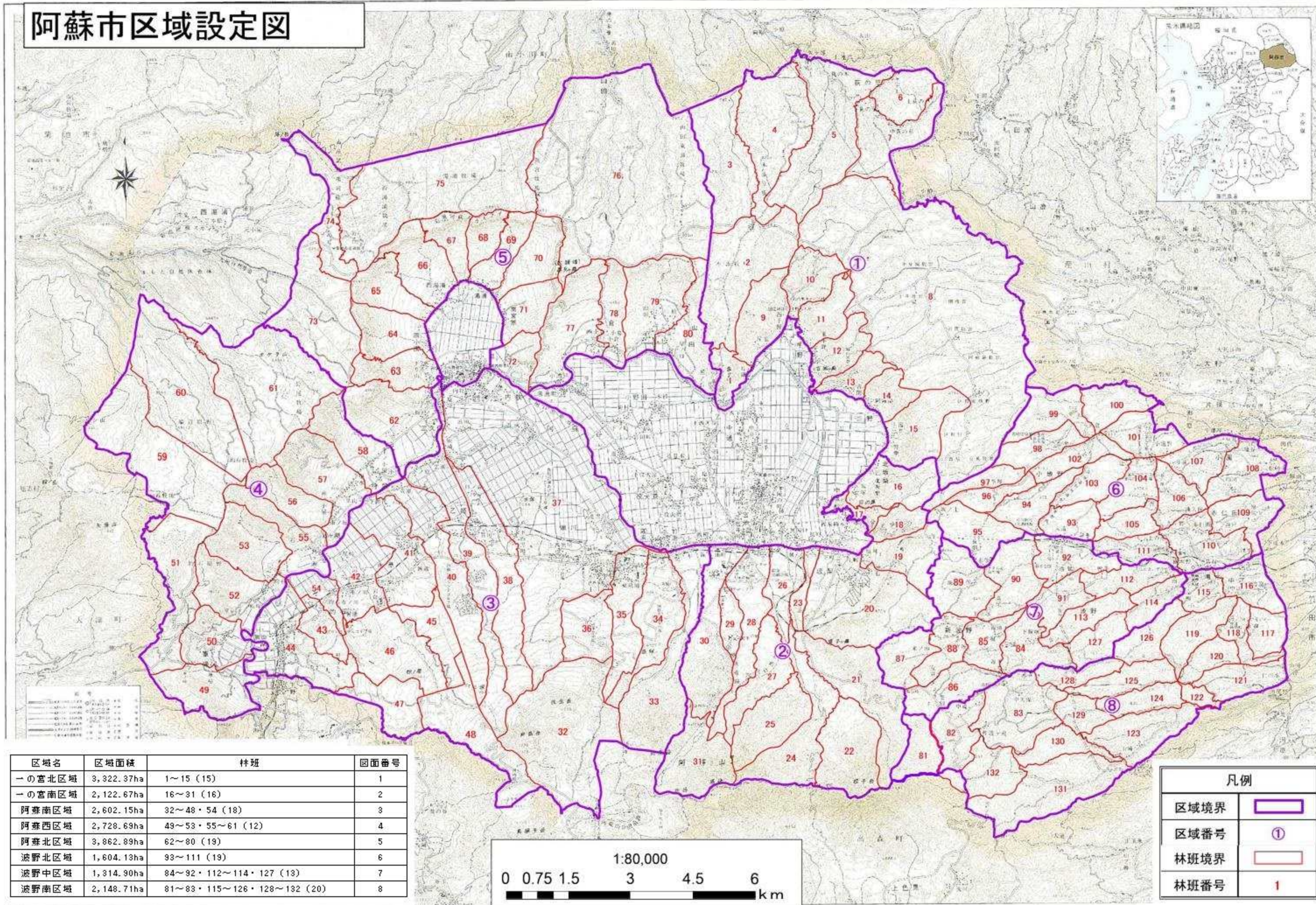
事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班					
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	波野字 遊雀北 向	893・ 894・ 892-1	鳥獣防護柵	200	83-56 ホカ		
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	赤仁田 字折口	43	鳥獣防護柵	220	106-26 4		
NPO法人 ふるさと創生	3	熊本県	阿蘇市	小地野 字中阿 笹	591-2	鳥獣防護柵	325	101 -192、 194		

(6) 事業実施個所

<p>(国土地理院 1/25000 地勢図相当の図面又は 1/5000 森林基本図に図示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施個所を図示 ・ 対図番号又は林小班名を表示

阿蘇市管内図

阿蘇市区域設定図



区域名	区域面積	林班	図面番号
一の宮北区域	3,322.37ha	1～15 (15)	1
一の宮南区域	2,122.67ha	16～31 (16)	2
阿蘇南区域	2,602.15ha	32～48・54 (18)	3
阿蘇西区域	2,728.69ha	49～53・55～61 (12)	4
阿蘇北区域	3,862.89ha	62～80 (19)	5
波野北区域	1,604.13ha	93～111 (19)	6
波野中区域	1,314.90ha	84～92・112～114・127 (13)	7
波野南区域	2,148.71ha	81～83・115～126・128～132 (20)	8

凡例	
区域境界	
区域番号	①
林班境界	
林班番号	1